

令和元年度 厚木市障害者協議会 第2回代表者会議

h

	令和元年 10 月 24 日 (木) 午後 3 時～午後 5 時 20 分	
場 所	厚木市保健福祉センター 5 階 視聴覚室	
出席者	<p>神奈川県精神科病院協会、厚木市身体障害者福祉協会、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木地区知的障害者施設連絡会、厚木市障害者福祉事業所連絡会、厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会、厚木市居宅介護事業所連絡会、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部、相談支援事業所連絡会松岡、特別支援学校（えびな支援学校）、県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センター、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所、厚木市福祉総務課、厚木市障がい福祉課</p> <p>オブザーバー：神奈川県発達障害支援センター、相談センターゆいまーる</p> <p>委託相談支援事業所：ハートラインあゆみ、厚木精華園ここから、相談支援事業所「わたしの夢」、ケアーズ山藤、相談支援事業所いっぽ</p> <p>事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター</p>	

1 開 会【司会：事務局】

○障がい福祉課長挨拶

台風 15 号、19 号が上陸し、各地に被害をもたらした。厚木市は、大きな被害は聞いていないが、先日の台風 19 号においては、相模川の氾濫という衝撃的な情報が流れた。そのために、かつてない 5,000 人を超える方が避難されたということが記憶に新しいことである。

本日の新聞に、東京都の荒川の流域で 250 万人規模の避難が検討されていると言うような衝撃的な記事が載っていた。こちらについては、JR の計画運休により実現しなかった。こういった自然災害については、気候変動によるものだと思うが、想定外の範囲外をあえて想定しなければいけないような時代に入ってきたのかなと感じている。こうした現実に備えて、様々な対策を講じていく必要があると改めて認識しているところである。

2 議 題【進行：会長】

○会長

清川遠寿病院に、自衛隊の給水車（70,000 リットル）が、要請していないのに来た。県知事の命令だったようだ。一晚野営して給水活動をして帰った。次の日に旧津久井の保健所に訪問で行こうとしたら、道路が通行止めになって行けなかった。役所の周りに車を置こうとしたら各県からのボランティア来ていて、社協が対応に追われていた。津久井の山奥は、ひどい状況になっているなど思った。実際薬がないから困っていると市内のクリニックに電話があったと聞いた。そんなわけで若い担当ケースワーカーと一つ一つ検討を重ね、我々も何をしたらいいのかわからない状況を目の当たりにした。常日頃から災害はいつ起きるかわからないという認識で対処しなければならないなど思った。

○防災対策について（資料：防災対策について参照 厚木市危機管理課）

最近の災害については、地震でいうなら、熊本地震、大阪北部地震、三国地震と震度7だった。水害で言うと西日本を中心とした西日本豪雨、15号19号の台風で被害が出た状況である。今回は風水害について話をする。

平成25年台風18号（平成25年9月15日）を事例にすると10分間に50ミリの雨が降り、酒井のスポーツ広場が冠水をした。平成25年の当時は、総雨量が197ミリあったが、今回の19号は総雨量374ミリ、玉川地区で最大37.5ミリであった。相川地区で26メートルの風が吹いた。今回も城山ダムが9時30分から13時15分まで放流した。酒井のスポーツ広場も平成25年の時と同じように冠水している。倒木については、台風15号では、街中は少なかったが、山間部が多かった。

平成26年台風18号は、初めて厚木市で避難勧告を市内4ヶ所に出した。平成28年9号の台風の時に、初めて厚木市内全域で、避難準備情報、避難勧告の発令をした。今回の19号では、47避難所が開設し、2424世帯、5709人避難されている。

ハザードマップを県も厚木市も作っている。ホームページ等で確認できるので、自分の住んでいる所、職場等を確認していただきたい。ホームページでは、100年に1度のハザードマップが掲載されている。現在、傾急斜地の変更を神奈川県が行っているので、来年マップが変わってくる。厚木市も変更する予定でいるので、その時にまた、確認していただきたい。傾急斜地については、厚木市は、245か所ほどある。

東日本大震災の時まで、地震でも風水害でも小中学校に逃げると言う形になっていたが、東日本大震災を受けて、急な場合のいっとき避難場所と初期滞在の避難所というのを明確に分けるということで、厚木市でも、小中学校をベースにした避難所というものと避難場所（公民館、老人いこいの家、児童館）としている。

緊急避難場所と避難所のマークの認識もしていただきたい。災害によって自宅全壊になったら、小学校に逃げるということである。避難所に関しては、福祉避難所があるが厚木市は持っていない。厚木市では、民間の福祉施設27か所と協定を結んでいる。何かあったときには、こちらの施設の方にと話をさせてもらっている。

避難情報の種類は避難準備・避難勧告・避難指示と3つある。またレベル分けもしてい

る。避難準備はレベル3、避難勧告・避難指示はレベル4、5にあたる。

状況に応じた避難としては、水平避難（自宅から避難所へ）と垂直避難（2階へ）屋内退避（崖と反対側へ）と3つある。

防災無線を流し、避難準備、避難勧告、避難指示を発令した時、避難指示で夜中に外に出るのは、難しくなるので、自分の判断が必要になると認識して欲しい。

今回避難所を開設した中で、公民館や小学校には、ビスケットや毛布など最低限の必要な物は用意しているが、風水害の原則として自分に必要な物（毛布、食べ物、飲料水）は、避難所まで持って行ってもらいたい。

災害を乗り越えるためには、自助、共助、公助とある。自助は、自分の命は、自分で守る。共助は、近所の方とみんなで守る。公助は、市、県を含めた公的な支援である。

自助、共助、公助の3つが重なりあって災害を乗り越えることになる。

自助の準備として、水、食料は、最低3日間、目標7日間である。食料の他に、ラジオ、簡易トイレを用意している方もいる。事例として、熊本地震や台風19号の時もそうだが、隣のコンビニに寄ったら、水、おにぎりなど食料がなかったという状況だったので自分で準備できると良い。

備蓄の方法としては、自宅の冷蔵庫の中の物で、1日2日過ごし、それ以降で備蓄食品で7日間持たせると良い。ローリングストック（レトルト、インスタント、缶詰を少し多めに買いまわす）の方法がある。トイレについては、段ボール型のトイレや臭わない簡易トイレを用意すると良い。また、下水の配管が壊れていない確認できるまで、水を流さないで欲しい。マンションの上で流し、下で詰まるとどこかで溢れることがあるので、大きな地震があった時は、できるだけ流さないでトイレを使う様をお願いしている。簡易トイレも買わなくても、ゴミ袋やペット用の砂で消臭するなど代用した例もある。

共助については、厚木市は、自治会が216あり、その中に自主防災隊が216ある。各小中学校に42の避難所運営委員会がある。各自治会の自主防災隊が運用している。

公助については、我々も被災するので、直後は、支援の届かない地域もあるとご承知おきいただきたい。

事例が古いですが、阪神淡路大震災のときに、倒壊家屋から救助された8割の方については、近隣の方々に助けられたということなので、自助+共助+公助の考え方になっていただきたい。

長野北部地震の事例として4件全て助けられて、誰も犠牲者が出なかったことが、共助が見直された一つのきっかけとなった。

防災情報の伝達としては、厚木市は防災行政無線を280基持っているが、この頃、密閉度の高い建物が多く、外にいると聞こえるが、中にいると中々聞こえないと批判があるが、その補完として、ホームページ、メールマガジン、緊急速報メール、防災ラジオ、テレビ（TVK、NHK）など活用していただきたい。防災行政無線メールマガジンは、登録が必要である。

(1) 令和元年度上半期委託相談支援事業における実績報告

○基幹相談支援センター（資料1参照）

相談者は、前年度と比較してほぼ横ばいだが、相談件数は3932件、相者数は2910人で、昨年と比較すると依知に新しく相談支援センターができ、従来の相談支援センターが地域の中で相談を受けていただいている現状があり、基幹相談支援センターの相談件数、相談者数は減少している。

多かった相談内容については、介護者の高齢化に伴う入院等でこれまで家族で支えてきた生活を再構築する必要があり、短期入所やグループホームの調整をするといった対応が多くあった。これは、各センターの実績の中でも親亡き後という項目がキーワード的に入っているのも、厚木市全体で相談件数が増えていると思う。地域生活支援拠点の整備が必要不可欠であると改めて痛感しているところである。

家族構成やライフスタイルが多様化し、使えるサービスや人材が不足している中で相談者の課題を共有することはできるが、それをまとめて一つの方向性を出すという課題があり、相談の中で難しいと感じる。限られた時間の中で調整をしなければいけないので、関係機関と相談する時間を事前に作れると違った動きになる。選択肢が少ない中で決めて行かなくてはいけないというところで、支援の方向性を統一するというところまでは、相談の中では苦労しているところである。

共生型サービスといった枠組みの中で、厚木市でいえば、地域包括ケア社会という枠組みになるが、どこでどのように暮らすかというところを本人が選択できる地域でありその地域をどうやって作っていくのか相談の立場で、これまで以上に強く発信していかなければいけないと感じた期間である。

○ハートラインあゆみ（資料2参照）

事業所の相談支援体制としては、前回と変わらず職員1.5名体制を確保。相談件数の増加し、マンパワー不足の状況は続いているが、関係機関と協力しながら支援体制を維持している。当事業所は、元々精神障がい者の支援を長く行ってきたが、センター委託以降は、障がい種別に関わりなく、身体、知的等多種多様な相談が入るようになり、今まではあまり関わりなかった教育機関等から相談を受けることも増えている。最近だと養護学校の方から卒業後の支援についてというところで策定会議の参加の依頼の相談がある。

相談内容は「サービス利用に関すること」が多いが、地域の中で、生活のしづらさを抱えながら生活している人方の支援というところで、継続した支援が多いので、一人の方と長く付き合っていくことが多い。また、高齢化のところで、親亡き後の問題や介護保険に移行する方も増えてきている印象である。なかなか本人、家族、支援者で意向がバラバラで調整が難しかったりする。最近あったのが、本人は「介護保険のサービスを使いたくない」といい支援者は「サービスを入りたい」という意向だったが、地域包括支援センターに調整してもらいながら、進めている。一事業所で解決が難しいと思うが、チームとして

協力してやっていけるように、日頃から、顔の見える関係性を作って関わっていただければいいと思う。

○厚木精華園ここから（資料3参照）

今年度、専従相談員2名の配置の中、担当地区の変更もなく2地区の相談支援センターとして令和元年10月で5年目を迎える。前年度の相談件数は、上半期は、1697件今年度上半期は1734件と大幅な増加傾向は見られず、新規の相談者より継続して関わって相談者が大半を占めている。相談者の障がい種別については、精神障がいの方からの相談が、昨年度上半期429件、今年度上半期506件と約1.2倍と増えており、不安解消等の電話相談、突然の来所相談が主となっている。その他サービス提供事業所などの関係機関からの相談も多く、必要なサービスの利用に繋がるための連絡調整や情報提供に多くの時間を要している。

また障がい者支援区分の認定調査においては、現在4人の調査員がおり、日程調整等の難しさはあるが、月平均5件の調査を行っている。

地区の相談窓口、厚木市避難行動要支援者避難行動支援計画に基づく避難支援等の関係者としての役割、第2層協議体のメンバーとしての地域との関りや指定特定相談支援事業所としての計画相談の依頼やモニタリング、事業所訪問など相談支援専門員としての業務の遂行と委託相談支援事業所としての業務が多岐に渡っている。

ここからは、地域の高齢の知的障がい者施設に特化した厚木精華園の相談支援事業所なので、得意とする分野で質の向上を目指し、丁寧な対応と寄り添う支援で地域に根差した相談支援事業所として取り組んでいきたい。

○相談支援事業所「わたしの夢」（資料4参照）

特記事項としては、昨年の同時期と比較すると、発達障がいの本人からの問い合わせがほぼなかったが、2019年4月より直接本人からの電話での問い合わせが増え9月までに計65人からあり、男女比では、7対3で男性の方が多く、年齢層も19歳～40歳である。相談ルートとしては、障がい福祉課のケースワーカーの紹介や基幹相談支援センターのルートであったが、地域の中で障がい者相談支援センターの存在が、年を重ねるごとに周知されていると実感できた。

また、障がい種別問わず直接、親亡き後の心配からの相談が目立った。「家の近くに相談場所があり顔を合わせることでより安心できた」との話をいただき、より気持ちに張りができた。

地域包括支援センターからの相談においては、年齢は介護保険対象年齢ではあるが、視覚障がいの方が利用したいサービスのニーズに対応できるものが介護保険のサービスにはなく、障がいのサービスの利用についての問い合わせが、8月9月で4件あった。

このように、地域における各機関の役割が少しずつではあるが、出来ているのと、

高齢者のことだけでなく、地域には障がいのある方も近くに住んでいることを認識されつつ、厚木市が掲げている地域包括ケアの推進に寄与できている実感が持てる時期でもあった。

○ケアーズ山藤（資料5参照）

今年度は、5月より障害児相談支援の指定を受け、障がい児の相談事業を開始している。厚木市の障害児計画は、セルフプランの方が多く状況であるが、まずは、複合的課題を抱えたケースを中心に療育センターまめの木、児童精神科、学校等とも連携し、関わり始めていきたい。子供が障がい、母親も障がいという複合的な方が多く相談に寄せられている。

相談支援専門員常勤専従1名兼務1名の体制でスタートしているが、この10月に新たに資格取得者が増え、3名で業務に当たっている。相談件数は、月ごとに差はあるが、概ね100～300件で推移している。7月から依知地区に新たな相談支援事業所が立ち上がり、睦合南地区のみの担当となったが、7月以降の相談件数は、4～6月の件数よりも増えており、これは、障がい児の相談事業の開設や地域包括支援センター等との連携する案件が増えてきていることが挙げられる。

相談内容としては、同居の親が認知症や介護施設入所となり、独居状態の障がい者への支援や、母親に知的障がいがあり、家族の療育環境が整っていない不登校児童の支援など、複合的課題を抱えるケースが多く、多くの関係機関と連携し取り組んでいる。

地域生活支援拠点の事業の方も保護者が高齢化してきていて、一人暮らしの継続が難しいといった方の緊急先の確保を踏まえて、将来安心して生活できるような生活環境の確保も考慮して進めていきたいと思っている。

厚木市の障がい者福祉計画にのっとり児童～高齢者まで切れ目のない一貫した療育体制のために、今後も担当地域できめ細やかな支援を心がけていきたい。

○相談支援事業所すぎな（資料6参照）

今年度は、新たにスタッフを1名増員し、計4名の相談員が委託の相談支援事業以外に様々な事業を兼務し、地域の相談については昨年同様2名で対応させていただいている。

件数については、昨年度と比べると多少増えているという感じである。種別については、昨年同様、知的、精神障がいの方が目立っているという印象である。相談内容については、ご家族が高齢になってきて、なかなか家で見ることが限界なのでサービスを使いたいというサービス利用に関する相談が多いが、今年度については、就労系サービスに関する相談や介護保険サービスに関わりある相談が多いという印象である。

すでに、介護保険を利用してケアマネもいるが、障がいの方のサービスが使えるのかという問い合わせやここ数ヶ月は、高次脳機能障がいの方からの相談がきてい

て、本人というよりは、ご家族が大変だという相談が共通している。なかなか市内に高次脳機能障がいの特化した資源があまりないので、介護サービスや地域包括支援センターの方と相談しながら対応しているところである。

担当地区 2 地区やそれ以外からの相談や他市のサービスを利用されている方もいて、頻繁に移動しなければいけなかったり、他市の資源の情報がなかなか手に入れにくいという課題を抱えながら支援をしている。

また、今年度は、虐待を疑われるようなケースが2ケースあり、一方は被害者、一方は加害者という感じで、状況は全く異なるがなかなかデリケートな問題でかつ緊急的な問題というあたりで支援者同士の連携がなかなか難しいというところでは、2ケースとも共通しているなという印象である。それぞれの立場のなかで、考え方が異なるなかで、役割分担だったり、どのように連携しながら進めていくのか難しいと思いつつもその中でちょっとずつ状況が良い方向にもっていくというところで相談支援の大変さや醍醐味を感じながら続けているケースがある。

○相談支援事業所いっぼ（資料7参照）

7月1日より、旧依知公民館跡地に開所し、上依知から金田までの依知地域を担当している。開所から3ヶ月が経過し、新規42件と相談件数としては比較的多かったと認識している。その理由としては、第一に身近な生活圏内にセンターが開所したこと、第二には開所後のアナウンスが進み、地域内での認知度が上がってきたことと考えている。具体的なこととしては、突然、来所されて相談したいという家族や地域の方がいる。しかしながら、人員配置は、1日1.5名体制であり、実質的には2名配置となっているが、現状の相談件数、相談内容の点から考えると、マンパワーが十分とは言い難い状況であると感じている。

相談内容としては、養護学校卒業後の生活の場として考えたいとして「早いうちから相談支援センター、事業所と繋がって下さいと学校から言われたので来ました」ということで飛び込みで来られる方が多かったかと思う。その後の進路相談、福祉施策に関する相談、家族や地域の方から当事者への対応方法や漠然とした不安感による相談などさまざまな相談をいただいている。依知地域包括支援センターが同じところに入っており、包括と連携を取らせてもらうこともあるが、家族の中での障がいや対象やニーズが複数な相談もあり、各関係機関との情報共有や情報提供のほか、関係者への支援・助言を行いながら、相談支援を継続しているところである。

このような現状から、ソーシャルワークやライフマネジメントにおいて、より専門的な知識や時代に即した新しい支援技法が必要になるため、業務分担やサポートを随時行い、各職員の資質向上のため研修等に積極的参加し、よりよい支援に繋げていきたいと考えている。市内6ヶ所目の新しい障がい者相談支援センターとして、本人、家族、地域の皆様に寄り添った支援や関わりを目指し、今後も取り組んでいく。

質疑応答

Q. (厚木市自閉症児者親の会)

親なきあとの話で地域生活支援拠点が一番大事だと思うが、相談内容の中で使える福祉サービスの問い合わせあるとうかがったが、具体的にはどんなサービスを希望されているのか、どういうサービスが欲しいのか、お聞かせ願いたい。

A. (相談支援事業所すぎな)

知的の方だと入所先を探している。まだ、家で過ごしたいけれど、風呂に入れるのが大変になり、ヘルパーをお願いしたい。利用者が寝たきりになり、何かないという相談がある。

Q. (厚木市自閉症児者親の会)

家族がどこかに連れていけないとヘルパーを頼めないのか親は言うがヘルパーが足りないから、頼めない。10年前から、障がい福祉課にお願いしているが、人材不足が課題であるが、と移動支援の希望はないのか。

A. (相談支援事業所すぎな)

在宅で生活している方が、広がりを持たせるために移動支援を希望する方が多いが親が高齢になってきて、なかなか一緒に移動できないから移動支援を利用したいという相談は、あまりない。それよりも生活自体を何とかしたい。施設とかそんな相談が多い。

⇒ (厚木市自閉症児者親の会)

自閉症を抱えている家族は、本人がいつもの生活を保障できるように、出掛ける趣味の部分で親が高齢になって動けないから、ヘルパーが頼めないのかと親が言うが、ヘルパーがいない、人材不足が課題であるが、私たちが思っているのと相談支援実績が少し違うと思い、話をさせていただいた。

A. (障がい者基幹相談支援センター)

養護学校の卒業生の進路先の生活介護事業所の相談があり、行動障がいがあると、市内生活介護事業所の空はあるが、そのケースを受けられる環境でないと言われたり、週に2回なら受けられるとか、なかなかマッチするところがなく、生活介護事業所を探したいという相談がある。親なきあとの将来の生活の場を見据えて今から、本人がどのような場所が合うのか、グループホームなのか、アパートなのか、模索していくにあたり、まずは、家でないところでの宿泊をやっていきなという相談もあり、短期入所の相談もある。また、家族が外出支援ができないから、ヘルパーを利用したいと相談があるが、市内の移動支援を行っている事業所が閉鎖してしまっているという現状と『公共交通機関が使えないけれど、車での移動はダメなんだよね』という相談があったりする。

(2) 第5期障がい者福祉計画実績報告(説明:障がい福祉課 資料8)

第5期障がい者福祉計画の中間報告をさせていただきます。第5期障がい者福祉計画は障害者基本法に基づいて作成された国の障害者基本計画に基づいて作成された計画

である。障害者総合支援法に基づく障害者福祉計画、さらに児童福祉法に基づく計画をまとめたものを資料として配付している。

計画は11の項目に分かれておりそれぞれ指標と目標値が設定されている。今回は平成30年度の実績報告をさせていただく。

施策の方向1 「障がい者理解の促進」について

取組1 障がい者理解を深めるための普及啓発活動

平成30年度の実績としてヘルプカードを広報厚木で周知したこと、また、各事業所に配布・周知を行った。

これに対する指標としてヘルプカードを提示して支援を受けたことがある方がどのくらいの割合なのか？を指標とした。これらの指標に対する目標値については資料にある※については居宅・生活介護事業の利用者100名のアンケートの集計結果。(100名中64名の回答率)、逆に※がついていない項目については庁内で数値が計れる物や各事業所からの聞き取りなどで得られた数値になっている。

取組1の指標に対する目標値は10%を設定し平成30年度の実績は50パーセントとなっている。このヘルプカードを持っている方についてはアンケート回答者64名のうち4名、そのうち実際に支援を受けた事がある方は2名となっており50パーセント%になっているが、ヘルプカードの普及率が低いことが課題と感じているので今後も周知にしていきたい。

取組2・3 「障がい者理解を探るための啓発活動・交流及び共同学習の推進」

精神保健福祉地域交流事業の開催、平成30年度については緑が丘公民館で実施した。一般住民の参加を増やすため自治会などに周知した。

障がい者体育大会の開催、運営ボランティアの募集をした。この取組から新たなボランティアには繋がらなかったが今後もボランティアが入って畝井してもらえるような体制を整えたい。

差別解消法の講演会の開催（H30年7月）講師は神奈川工科大学の小川先生に依頼した。

これらの取り組みの指標として地域の障がい者に対する理解について、「理解がある」と思う障がい者の割合。目標値は46.6%で実績は75.4%になっている。

施策の方向2 権利擁護の推進

取組1 行政サービスにおける合理的な配慮の充実

取組実績として

- ・市主催の障がい者差別解消法の講演会を実施した。
- ・市主催の式典などの行事における合理的配慮（手話通訳・要約筆記など）の庁内への周知を行った。

この取組に対する指標は「障がいがあることで差別や嫌な思いをして事があるか？」目標値として65.1%を設定し平成30年度の実績は57.9%になっている。

アンケート結果からおおむね半々くらいの割合であったが、全く嫌な思いをしたことがないという回答もあった。

取組 2・3・4 権利擁護に関する相談窓口の充実・障がい者虐待の防止・青年後見制度の普及啓発について

取組実績

- ・権利擁護支援センターについて、自治会へチラシ回覧公共施設にポスターを貼り普及啓発努めた。
- ・虐待防止に関する講演会を実施した。

これらの取組についての指標は 権利擁護支援センターにおける相談件数とした。目標値として24件を設定 平成30年度の実績は17件となっている。

施策の方向3 相談支援体制の充実

取組 1 地域の相談支援体制の充実

取組実績

- ・障がい福祉課に来庁された市民にチラシなどを配布し障がい者支援センターの周知を行った。

この取組についての指標として障がい者相談支援センターの認知度とし、目標値を36.4%に設定した。平成30年度の実績は20.5%と実績は低いが、障がい者相談支援センターという認識は無く事業所名で覚えている方も少なくなかったことが要因の一つと考えている。この数値が必ずしも低い結果とも考えていない。

取組実績

- ・広報等による障がい者相談支援センターの周知。

この取り組みについての指標は基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの相談件数を設定した。

目標値 18511件

実績 22979件

※16322件（平成28年度実績）

大幅に相談件数は増加しているが、その要因として平成27年度10月から相談支援センターができたがセンターの認知度が上がっている、体制が整ってきていることと考えている。

施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立

取組 1・2 発達に不安を感じた段階からの支援・学校生活期における支援の充実

取組実績について

- ・市内通所支援事業所に対して、研修会の開催や支援の現場での助言を行った。
- ・厚木市一貫した療育支援体制を考える連絡会の設立及び会議開催

これらの指標として療育相談（初回面接）件数とした。

目標値 276件 ※203件（平成28年度）

実績 280件

目標を少し達成した、今後も数値を延ばせるよう取り組んでいきたい。

取り組み1・3 発達に不安を感じた段階からの支援・医療的ケアを必要とする重症心身障がい児への支援

取組実績

- ・障がい児相談支援事業所の増加の働きかけ。
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児に関する関連会議の参加

⇒例年以上に参加し他市町村 関係機関などと情報共有を図った。

これらの取組に対する指標は、障がい児支援利用計画を作成している障がい児の割合とした。

目標値 19.0% ※8% (平成28年度実績)

実績 13.5%

目標に達することはできなかった。障がい児に関する支援について まだまだ分からない、また、一人の相談支援専門員が一人で100人くらいの担当を持たないと事業の運営が成り立たないという切実な意見があり厚木市から事業所へ呼びかけても簡単に事業所が増えるものではない。しかし、平成28年度、29年度と少しずつではあるが数は増えつつある。

施策5 多様な就労支援

取組1 地域の就労支援体制の構築

取組実績

- ・養護学校と生活介護・就労継続支援B型事業所との情報交換
- ・商工会議所等を通して、市内企業への障がい者の就労研修会の周知
- ・障がい者雇用に先進的に取り組む民間会社の視察。

これらの取組に対する指標として、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数を設定した。

目標値 500件 ※381件 (平成30年度実績)

実績 1102件

目標値の倍の実績、ゆいはあと に就労相談員が配置されたことやハローワークとの連携が強化されたことなどが要因と考えている。

施策7 日常生活を支えるサービスの充実

取組1 地域生活支援の充実

取組実績

- ・生活介護及び居宅介護事業所利用者へ満足度のアンケートを実施。
- ・「厚木市障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金交付要綱」を制定し開設が困難な障害福祉サービスについて計画的に補助を実施する。(平成31年度4月1日～施行)

⇒ 重度の自閉症のある方の生活介護事業所に対して公募をする予定。

これらの主な指標はそれぞれのサービスの満足度に設定。

目標値	訪問系サービス	78.0%	※76.2% (平成28年度実績)
	日中活動系サービス	83.8%	※82.7% (平成28年度実績)
実績	訪問系サービス	88.2%	
	日中活動系サービス	73.7%	

以上の結果から一定の満足度は得られていると感じている。

施策9 災害時支援体制の強化

取組1 地域の防災ネットワークづくり

取組実績

・厚木市・厚木市障がい者協議会共催で平成29年度に実施した鳶尾4丁目地区避難訓練に関する報告会を障害者週間に実施。このプロジェクトのリーダーや神奈川工科大学の小川先生などを講師とした。その際、市内各避難所運営委員会に参加を呼びかけた。

これらの取組の指標は、自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合に設定した。

目標値 4.0%

実績 6.5%

データを取り始めたのは平成30年度からであるが今後もこの数字が上がることを期待している。

取組2 自分でできる事前対策の促進

取組実績

- ・避難支援等に必要な情報を事前に提供する同意がとれない方への再確認。
- ・手帳交付時に制度の案内を行う。

主な指標として避難行動要支援者のうち、避難支援等に必要な情報を事前に提供することについて同意した人（同意名簿）の割合とした。方法として厚木市の職員が対象者に訪問などをし制度の説明をし同意を求めた。また、障がい者手帳の交付時に制度の案内をした。

目標値 50.0%

実績 45.1% (平成30年10月1日時点)

まだまだ、実績は足りていないので引き続き取り組んでいく。

施策の方向10. 地域をつなぐネットワークの構築

取組1 地域による見守り活動の充実

取組実績

- ・各地区地域福祉推進委員会にて事業を実施。

これらを図る大名指標として、自分が住んでいる地域で支え合い活動が展開されて

いると思う人の割合とした。

目標値 31.5% (平成28年度実績 28.0%)

実績 37.7%

目標値は超えているがこの数値は高ければ高い方が良い。今後も引き続き取り組んでいく。

取組2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

取組実績 相談支援事業所連絡会（障がい者相談支援センター含む）と地域包括支援センターとの合同連絡会を実施し相互の交流を図った。

これらを図る指標として障がい者相談支援センターが行う訪問相談の件数とした。ここでいう訪問相談は実際の要件がなくても訪問や電話などで障がい者に手を差し伸べる見守り支援などとしている。

目標値 304件 (平成28年度実績 189件)

実績 168件

数値は低いが増やしていくよう地道な活動が必要だと思っている。

施策の方向1.1 地域における人材等の創出と活用

取組1・2 支援の担い手の養成と活動支援・地域での支え合う仕組みづくりの支援

取組実績

- ・ヘルプカードを広報などで周知した。
- ・各種事業でのヘルプカードの周知及び配布。

これらの主な指標について ヘルプカードを提示して、支援を受けたことがある障がい者の割合とした。

目標値 10%

実績 50%

ここまでは障がい者福祉計画の内容になっている。次に障害福祉計画 障がい者総合支援法の規定に基づき、サービスの目標値を作って、実績、達成率などを振り返る必要があり報告される。

平成29年度の実績を基に平成30年度の目標値を設定した。

訪問系 同行援護について

障害福祉サービス利用実績（各年度3か月分の利用実績）

資料修正

訪問系サービスの同行援護の項目について

平成30年度実績の 729時間 ⇒ 856時間

達成率 92.9% ⇒ 117.4%

同サービスの行動援護について

平成30年度実績 182時間 ⇒ 729時間

達成率 46.3% ⇒ 185.4%

以上修正あり。行動援護については達成率が大幅に高くなった要因は利用者が17人から24人に増えたことがあげられる。また、他の項目で目立つのは自立訓練は元々、利用者さんが少ないので目標通りには行かないが、就労継続支援A型については平成30年度の目標値は32名としているが実績は77名利用で達成率が240.6%になっている。

居住系サービスについては、ほぼ目標通り、指定相談について 地域移行・定着支援について目標値は1名に設定しているが平成30年度については0件になっている。これから件数を増やせるように厚木市として考えていく。

障がい児通所支援について

医療型児童発達支援については厚木市内には事業所が無いので実績も無い。ニーズはあるがなかなか 増えない 厚木市だけに限らず他市町村も負えない状況である。

地域生活支援事業について

日中一時支援について 達成率は163.0%になっている。

設定した目標値は第4期前の設定、国が重きを置いている事業で変わってくる、実状との解離が出てくるかもしれない。

取組2・3 障がい者理解を深めるための啓発活動・交流及び共同学習の推進

取組実績

- ・社会福祉協議会におけるボランティア養成講座の開催
- ・災害ボランティア運営スタッフ登録事業の実施

主な指標は ボランティアセンターにおける登録団体加入者数

目標値 5200人（平成28年度実績 5039人）

実績 6458人

以上、第5期障がい者福祉計画実績報告終了。

質疑応答

Q.（厚木市自閉症児者親の会）

ヘルプカードの周知が、あまり知られていない。実際にどういう風に使うのかというところを具体的に教えるとか、広報に載せるとか周知して欲しい。

A.（障がい福祉課）

広報の方に掲載させていただいている。広報に掲載しても必ずしも読んでいないわけではない。現状は、窓口に来られた希望者の方についてお渡しするという形をとっている。絶対数がまだまだ少ないので、こちらの方でも周知していきたいと考えている。

Q.（厚木市自閉症児者親の会）

施策の方向4の一環した療育体制についてだが、セルフプランが多いのを何とかしようということだが、30年度の取り組みが13.5%であまりにも少ない。2020年まで

あと1年だが、具体的に数字が上がるのか。市としてどう頑張るのか。

A. (障がい福祉課)

セルフプランが減少していかない要因としては、セルフプランを作成できる相談支援専門員がまだまだ少ない。そのため、本年度4月から市内の相談支援事業所を全て訪問させていただき、現状を確認し、障害児の指定相談支援を取ることができるかというヒアリングを行った。

その結果、ケアーズ山藤よろずやが、指定を取っていただき1事業所増えた。なかなか今すぐ指定を取ることが難しいという事業所が多かった。まだまだ、障がい児に対する理解が足りないという自覚があるので、今すぐ指定を取るとは難しいが、将来的に指定を取るとを前向きに考えていきたいという事業所が多かった。

課題をどう解決していくかということで、厚木市では、療育相談支援センターまめの木に障がい児相談支援アドバイザーというものを配置している。また、神奈川県立保健福祉大学の岸川先生を定期的にお招きして、障がい児の相談支援についてバックアップ体制を取るということで、各相談支援事業所が障がい児の相談に対して、アドバイザーと共にあたっていき、経験値、スキルを上げていく。自信をつけていただいたら、指定を取っていただくということを市としては、考えている。

もう一つは、既存の相談支援事業所ではなく、例えば、放課後等デイサービス、児童発達支援の事業所に指定を取っていただいて、相談支援を行っていただく。その結果、相談支援専門員を増やし、セルフプランを減らそうと考えている。

Q. (厚木市自閉症児者親の会)

施策の方向7の日常生活を支えるサービスの充実(11頁)だが、人材確保が大きな課題であるが、実際どういうふうに人材を確保しようとしているのか。

A. (障がい福祉課)

介護職の人材確保支援というところだが、確かに、費用面の支援によって人材を増やしていこうという取り組みはあるが、お金だけの問題ではないと聞く。仕事の内容とか、求人を出してもなかなか来てくれない。就職に繋がったとしても、すぐに辞めてしまう。そういう状況あるということで、現状では、費用面のバックアップということとどまっているが、皆さんから、情報を得て検討していきたい。

(3) 地域生活支援拠点について(資料9参照 説明者:障がい福祉課)

今までの報告の中で基幹相談支援センターや地域の相談支援センターから、親亡き後のキーワードが多数出てきていてそのために拠点を整備するという話になっているが、そうは言っても、地域生活支援拠点自体がなかなか馴染みがないということでその中身について説明する。

この地域生活支援拠点というのは、障がいのある方が、地域で暮らしていくために必要な機能を地域で整備していく。令和2年度までに、整備をして行きなさいと国から通達が出ているが、拠点の概念の難しさであったり、障がい者の地域生活をどうい

う風に支援していくか、整備手法の難しさで、全国の自治体1741のうち令和元年度までに整備をすと言ったところの自治体が178である。大体1割位しか今年度中に、整備できる予定がない。残り9割の自治体は、来年度までに整備する状況である。

その中で厚木市では、平成28年度に整備を完了しているが、以前代表者会議でも紹介しているが、まだまだ、機能が効果的に発揮されているとは言い難く、今後具体的に抽出し解決を図っていく必要があると考えている。

厚木市の地域生活支援拠点等について、現状と課題を説明するので、ご意見をいただきたい。

1. 地域生活支援拠点とは、障がい者が地域で安心して暮らすための機能をもった事業所等のことである。ここでキーワードになるのは、地域と機能である。

2 ページ目、**(2) なぜ、地域生活支援拠点を整備する必要があるのか**だが、この部分の理解が非常に重要になる。ここが、関係機関で共通認識を持っていないと整備をしても機能しない外見だけの整備になってしまうと考えている。

例えば、◎「**障害者の権利に関する条約**」だが、障がい者の人権、基本的自由、尊厳の尊重について規定をされている条約である。国は、2014年に批准をした。批准をしたということは、国は、ここにかかれていることを守り、進めていくことを約束したということである。そのうちの第19条に自立した生活及び地域社会に受け入れられること。そのうちの**(a)障がい者が他の者と平等に居住地を選択し、及びどこで誰と暮らすかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を追わないこと**と書いてある。これは、まさしく障がいのある方が、希望する場所で住み、希望する方と生活し、そういったことを選ぶことのできる地域社会。また、本人以外の方が、『あなたはここに住みなさい』と言われない社会ということが言えるかと思う。また、**(b)地域社会における生活及び地域生活の受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立、隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会資源サービスを障害者が利用することができること**とあるが、ここでも地域社会の生活であったり、地域社会に受け入れてもらうことを支援する。また孤立させないような支援をしていくということが記載されている。

◎「**障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針**」ということで、地域生活支援拠点の具体的な根拠の一つである。その基本理念としては、**3入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**ということで、より具体的に地域生活に移行していきましょう。そして継続を支援しましょう。そのとき出てきた課題に対応したサービスを提供していきましょうという方針がうたわれている。これらのことは、今後障がい者本人の意思を尊重していくことが地域生活の基本であり、地域生活の継続の支援が重要になってくるということであり、これが国の明確な施策である。施設か

ら地域へ、そして共生社会へ。厚木市では、地域包括ケア社会に繋がる大きな流れを支える重要な機能であるからこの拠点を整備していかなくてはならない。

3ページ目は(3)地域に住んでいる障がい者や家族が具体的な心配事は？何なのかという、本人に重度な障がいがある、家族が高齢になり、親亡き後はどうしよう。施設や病院から地域に移るときの不安や緊急事態が起きたときの心配事があると同時に支援者が単独で対応するのは、難しい。

4ページ目に(4)障がい者が安心して暮らすために必要なものは？何なのか。国が『5つの機能』1相談2緊急時の受け入れ・対応3体験の機会・場4専門性5地域の体制づくりを示した。これら『5つの機能』を整備し、それぞれを連結させることにより、障がい者の地域生活における安心感を担保することを目指して行きたいと考えている。安心感を担保するということは、そういった機能があるということ当事者に実感してもらうことである。当事者、家族、支援者に周知することが重要になってくると考えている。またこの他に必要な機能があるのではないかとこのことを協議会等で検討していくことも必要なことと考えている。

5ページ目は、平成28年度当時に特に緊急時の受け入れについて、協議会のプロジェクトで検討した内容である。第1回目で課題抽出した。

6ページ目第2回目で緊急時の定義を決めた。緊急時の定義は、①介護者の不在②障がい特性の対応困難の二つに限定した。この他にも災害、虐待というようなことが、緊急時として考えられるが、これは、別の法律や対応の仕方で行っていくという整理をしている。次に情報のない方の緊急時受け入れについてだが、全く情報のない方を突然短期入所で繋げてくれと言われても、施設でさまざまな不安がある。できる準備として、緊急対応プランというのを作成したらどうかという提案をいただいた。数多くあるなか、全ての方のプランを作成するのは、大変ではないかということで、次回持ち越しとなっている。平常時としてできる準備として、短期入所支給決定を受けたのであれば、緊急時に使うのではなく、平常時から、見学、体験利用していくことで、いざという時にスムーズに入所施設に入所できるように、あらかじめ準備を進めておくことが重要ではないかといっている。また、一つの施設に固定せず、市内の全ての短期入所施設で対応する運用をさせていっている。

7ページ目は、(1)「安心生活支援プラン」について検討した。ア サービス等利用計画に一つのサービスとして記載する。イ サービス担当者会議の開催により、関係者間で情報共有するウ 施設の開所時間外(休日、夜間)でも対応するサービスであると位置づけた。緊急時として受け入れをしたのに、無し崩してきに長期間の利用にならないように(2)緊急時受け入れの期限を原則48時間、最長72時間以内にサービス等調整会議を開催し、今後の支援の方向性を検討すると整備をした。

緊急時が起きた時は、平日であれば、相談支援専門員、休日であれば基幹相談支援センターの職員が対応する仕組みになっている。

こういった仕組みを平成28年度に作成し、平成29年度から運用している。いろいろな課題が現時点で出てきている。

10ページ目は(1)「安心生活プラン」の普及啓発である。2年半運用しているが、利用者が3名である。その理由が、ご家族の理解が得られない。本人が嫌がるなど現実問題として捉えていただけない。緊急時対応の必要な方の優先順位具体的に明示する必要がある。

(2) 緊急時の搬送について、誰が送り届けるのか明確な役割分担ができていない。

(3) 24時間相談支援体制についても機能の分担があると切れてしまうので、現在の実行性について検証する必要があると考えている。

11ページ目は(4)セルフプラン利用者への対応で厚木市のセルフプラン率は障がい者が46.1%、障がい児が86.5%と高い割合となっている。セルフプランの場合は、安心生活プランにおいては、緊急時に対応する相談支援専門員がいないため、緊急時対応が見込まれる方は、優先的に計画相談に切り替えていく必要があると考えている。

(5) サービス利用者以外への対応で「安心生活プラン」利用者以外の方の緊急時の対処方法を考える必要があると考えている。支援機関と繋がっていない方が、緊急時になったときに、誰が何をするのかということをもっと深く検討していかなくてはならない。

12ページ目 4課題解決の取組について、今厚木市としては、予防としての取り組みと緊急時の対応についての取り組みの二つの方向から検討していきたいと考えている。予防の取組としては、(1)障がい者とその家族への理解促進を分かりやすい形で理解促進を図る。(2)「安心生活支援プラン」の優先順位を設定し、何かあった際に生活困難になってしまう状況を検討し、ケースごとに優先順位を付ける。(3)相談支援専門員への理解促進をし、緊急性の高いケースは、積極的に「安心生活支援プラン」に盛り込む。サービスの利用のない方などについては、地域包括支援センターとの連携やアウトリーチなどによる積極的な介入が必要となる。

緊急時が起きた後の対応についての取組としては、13ページ目(4)緊急時相談対応ルートの確立をする。休日・夜間において、緊急時の相談を受けた後、誰がどのように対応し、受け入れまで完了させるのか役割分担を再検討する。(5)緊急時対応体制の拡充を図る。訪問系や日中活動系サービス事業所が緊急事態の兆候をキャッチし、迅速に連絡できる体制整備や短期入所施設への搬送の役割を担ってもらおうと拠点の事業が拡充すると思っている。(6)インフォーマルサービスに対する予算計上として緊急時の搬送や全く関わりのない方の受け入れに対する補助金の検討をしていきたいと考えている。

14ページは、現在の整備状況のイメージ図である。機能は昔からあるが、それが上手く繋がっていなかった。今も繋がっていないのが課題である。15ページのイメージ図のように、まずは、機能の担い手を増やしていく。機能そのものも増やしていくと

ということで、障がい者の地域での生活を支援していく支え手を増やすことで、真に効果的なセーフティネットを作り上げていきたいというところが、現在厚木市目指しているところである。

質疑応答

Q. (精神保健福祉促進会フレッシュ厚木)

課題解決に向けた取り組みというところで、サービスを利用されている方とか、訪問系を利用している方は、緊急時に事業所が察知できると思うが、これらを利用していない方が、緊急時に以外と大変なことが起きているのではないかと思う。その辺に対しての市の取り組みはどう考えているのか。

A. (障がい福祉課)

11 ページの5つ目のサービス利用者以外の対応であるが、正直明確なところは、述べられない状況である。セルフプランの方は、サービスを利用しているので、兆候はつかめると思うが、サービスの利用のない方、手帳のない方をいかに繋げていくのか考えていかななくてはならない。緊急事態というのは、命にかかわるようなこともあるので、地域の力を借りたいというのが一つある。地域で異変を察知したら、身近な相談所である包括支援センター、市役所に繋げていただき事業所と関わっていく。もっと踏み込んだ対応については、これから検討していくというふうに考えている。

(議長)

医療機関とあるが、開拓なのか、連携なのか、よくあるのが、緊急入院してくるなかに、母親がいなくなった。父親は認知症で40代、50代の息子がいる。何もサービスを受けていなくて、自分たちが生きているうちは、家族で見ていた方が暴れて措置入院になった。母親がいなくなったという大きな環境変化によって精神症状がでてきた。そういった方を病院が受け入れても、退院ができないと困る。医療機関にも厚木市に緊急時受け入れ制度があると周知してもらおうと、医師もケースワーカーも安心して関わってもらえる。病院の受け入れの印象が違ってくる。

(4) 令和元年度上半期障害者協議会報告(資料10参照 説明者:障がい者基幹相談支援センター)

2 一貫した療育・子育て支援について

全体会議は出来なかったが、放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡会の方で、放デイと児発で合同説明会を開催している。厚木市は放デイが、28ヶ所ある。その中で、ご家族が情報を得ることができない。児童や障がい種別の対象がわかりにくい。どんな支援をしているのかもわかりにくいということで、26 ページ児童放課後等デイサービス事業所一覧、27 ページ厚木市児童発達支援事業所一覧を作り、事業所に集まっただいて、ご家族を対象にした説明会を令和元年6月20日に行った。事務局を含めて86名の方が参加した。その様子については、28 ページの報告書を参照して欲しい。

下半期については、マイサポートブックの電子化への向けての検討、不登校・ひきこもり児童・保護者への支援の検討、放課後等デイサービス・児童発達支援事業所合同説明会を次年度も開催に向けて検討していく。

3 居住確保について

昨年度協議会の中で承認された当事者向けのガイドブックに関しては、市のホームページでダウンロードが出来るようになっている。既に活用されている当事者の方やプロジェクトの委員に運用を確認し、修正があれば、修正していくと確認している。

啓発に関しては、不動産店さんへのアンケートを進めている。下半期にアンケートを実施し、回収してニーズを拾い上げて、研修に繋げていきたい。今後については、居住の確保は出来たけれどもそのあとその場所で長く生活していける支援体制を検討していきたいと考えている。

居住確保のプロジェクトは、海老名市からどんなことを行っているのか視察をさせて欲しいと依頼があり、11月29日に海老名市と合同でプロジェクトを行う予定である。

4 防災について

荻野地区をモデル地区として自主防災隊の協力のもと要配慮者の避難訓練を実施して報告書をまとめることに力を入れてきた経過がある。今年度は新たに共助から、もう一度自助の方に力を入れて行こうということで、三市町村の協議会の時に作成した防災対策チェックリストがあり、「身近で安否確認をしてくれる人はいますか」「非常持ち出し品をチェックしましょう」という物が出来ているのだが、中々活用されていないところがある。これをベースにもう一度見直しをしてブラッシュアップしたいと検討しているところである。これをまずは、障がい者支援施設に通っている方の職員向けに研修を行い、実際そこに通っている利用者の方と一緒に作成して行ってもらいたいという思いで取り組みをしている。

5 就労について

障がい者雇用率が、2.2%で売り手市場であると言われていているところである。入り口は広がっているが、定着率に課題があるのではないか。居住確保と同様で、長く働き続けるためには、会社の風土がとても大事になるので、障がい者雇用を考えたときに、先駆的に障がい者雇用に取り組んでいる企業の事例を交えながら、パンフレットの作成をして、企業に配りたいと思っている。

支援機関の方からは、実習先の確保が難しいというので、ハローワークと協力しながら、実際には企業担当者と一緒に近隣の支援学校を見学に行く企画をして、実習に繋がれるように取り組んでいくことを予定している。

オブザーバー

神奈川発達支援センター 神奈川エース

- ・公開講座 発達障害の研修（資料参照）

- ・「親が元気なうちに準備していくこと」保護者向け研修（資料参照）

相談センターゆいまーる

県内で地域生活拠点整備されているのはなかなか少ない。整備されているのは、藤沢市、小田原市、大和市である。他の地域は、始まったばかりである。厚木市は、27年度から始めており、1歩も2歩も進んでいる。5つの機能を整備していく中で、今は、緊急時の受け入れ対応というところであるが、このところは、トリアージや障がい種別、家族状況の違いなどニーズも違う中、市として一つの仕組みにしていくのは、大変な作業である。令和2年度の末までに国は作れと言うが、それで完成するものではなく、絶えず作り続けていかないといけないものと思っている。

厚木市の資料の17ページの暮らし続けると言う話には、まだなっていない。緊急時の対応の後に続けて行くためには、障がいのある方にとっては、生活する場所、昼間通うところ、就労、余暇支援、困った時に相談できる機能があって先は長い話であるが、一つずつ機能を責めて行く作業をし続けるしかないのかと思う。

厚木市の行っている実践を県央圏域で報告していただきながら、全体の県央圏域の地域力を高めて行ければと思っている。今後ともよろしくお願いしたい。

3 その他

- ・就労移行支援事業所ウエルビー本厚木
第3回県央圏域就労移行事業所合同説明会開催の案内（資料参照）
- ・日中サービス支援型グループホームの評価について（資料参照）

議事終了【会長⇒事務局】

4 閉会

挨拶（副会長）

以上



